

関原発第557号
2022年12月23日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり美浜発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和45年 6月17日付 45原第 3875号をもって認可を受け、
昭和46年 2月10日付 46原第 19号、 昭和47年 2月16日付 46原第 9309号、
昭和48年 9月10日付 48原第 8400号、 昭和48年11月22日付 48原第10426号、
昭和49年 5月29日付 49原第 4641号、 昭和49年 8月20日付 49原第 6868号、
昭和49年10月30日付 49原第 9438号、 昭和50年 5月14日付 50原第 3839号、
昭和50年10月31日付 50原第 9181号、 昭和50年11月26日付 50原第 9545号、
昭和51年 9月30日付 51安(原規)第 95号、 昭和52年 3月29日付 52安(原規)第106号、
昭和52年 5月31日付 52安(原規)第128号、 昭和53年10月30日付 53安(原規)第232号、
昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、 昭和54年 9月10日付 54資庁第11645号、
昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、 昭和55年 6月30日付 55資庁第 8107号、
昭和55年11月11日付 55資庁第12094号、 昭和56年 6月19日付 56資庁第 8316号、
昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、 昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、
昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、 昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、
昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、 昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、
昭和60年 2月21日付 59資庁第17851号、 昭和60年11月 5日付 60資庁第11804号、
昭和61年 6月26日付 61資庁第 8870号、 昭和62年 7月27日付 62資庁第 7373号、
昭和63年 2月23日付 62資庁第16335号、 昭和63年 7月14日付 63資庁第 7654号、
平成元年 3月31日付 元資庁第 3501号、 平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、
平成 3年 3月 1日付 3資庁第 607号、 平成 4年 2月 6日付 4資庁第 120号、
平成 5年 1月13日付 4資庁第12580号、 平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、

平成 5年 6月25日付	5資庁第 7613号、	平成 5年10月27日付	5資庁第11639号、
平成 6年 4月27日付	6資庁第 4697号、	平成 6年 6月24日付	6資庁第 7494号、
平成 7年 4月13日付	7資庁第 2127号、	平成 7年 6月23日付	7資庁第 7878号、
平成 7年10月 6日付	7資庁第11059号、	平成 8年 8月23日付	8資庁第 8447号、
平成 9年 1月31日付	8資庁第12743号、	平成 9年 3月24日付	平城09・02・26資第 4号、
平成 9年 6月26日付	平城09・06・12資第12号、	平成10年 6月22日付	平城10・03・30資第45号、
平成10年 6月25日付	平城10・06・22資第13号、	平成11年 9月 8日付	平城11・07・29資第20号、
平成12年 1月12日付	平城11・12・14資第13号、	平成12年 5月19日付	平城12・04・17資第 5号、
平成12年 6月26日付	平城12・06・12資第 9号、	平成13年 1月 5日付	平城12・08・31資第 9号、
平成13年 2月23日付	平城13・02・15原第17号、	平成13年 3月30日付	平城13・03・23原第11号、
平成13年11月 7日付	平城13・09・28原第40号、	平成14年 3月 8日付	平城14・02・07原第 7号、
平成14年 8月28日付	平城14・07・12原第10号、	平成14年10月22日付	平城14・09・20原第 6号、
平成15年 6月20日付	平城15・06・09原第17号、	平成15年 9月18日付	平城15・08・28原第 8号、
平成16年 5月13日付	平城15・12・19原第36号、	平成16年 6月16日付	平城16・06・07原第10号、
平成17年 7月20日付	平城17・07・04原第21号、	平成18年 2月22日付	平城18・01・31原第14号、
平成18年 4月21日付	平城18・04・14原第 2号、	平成18年 9月 8日付	平城18・08・24原第10号、
平成19年 3月15日付	平城19・02・16原第15号、	平成19年 6月26日付	平城19・06・08原第135号、
平成19年12月13日付	平城19・09・28原第30号、	平成19年12月13日付	平城19・11・30原第24号、
平成20年 5月 7日付	平城20・04・22原第24号、	平成20年 6月18日付	平城20・05・20原第 9号、
平成20年 8月22日付	平城20・07・11原第12号、	平成20年10月 7日付	平城20・09・16原第14号、
平成20年12月12日付	平城20・10・31原第 1号、	平成21年 3月25日付	平城21・03・03原第22号、
平成21年11月 4日付	平城21・09・18原第12号、	平成22年 2月10日付	平城22・01・06原第12号、
平成22年 6月25日付	平城22・06・10原第 1号、	平成22年 6月28日付	平城21・11・05原第21号、
平成23年 5月 6日付	平城23・04・04原第32号、	平成23年 5月11日付	平城23・04・20原第 1号、
平成24年 7月19日付	平城23・07・25原第13号、	平成24年 9月 6日付	20120815原第23号、
平成25年 3月25日付	原管収第121221001号、	平成26年 6月 9日付	原規規発第1406094号、
平成27年 6月12日付	原規規発第1506126号、	平成27年 9月18日付	原規規発第1509182号、
平成27年11月17日付	原規規発第1511176号、	平成28年 3月24日付	原規規発第1603249号、
平成28年 8月 1日付	原規規発第1608013号、	平成28年11月16日付	原規規発第1611163号、
平成29年 4月19日付	原規規発第17041913号、	平成29年 6月26日付	原規規発第1706264号、
平成30年 1月10日付	原規規発第1801104号、	平成30年 6月26日付	原規規発第1806269号、
平成30年11月16日付	原規規発第1811166号、	平成31年 4月25日付	原規規発第1904251号、
令和元年11月28日付	原規規発第1911284号、	令和 2年 2月27日付	原規規発第2002271号、
令和 2年 5月26日付	原規規発第2005261号、	令和 2年 6月19日付	原規規発第2006191号、
令和 2年10月 7日付	原規規発第20100711号、	令和 3年 2月19日付	原規規発第2102192号、
令和 3年 6月 4日付	原規規発第2106043号、	令和 4年 3月23日付	原規規発第2203233号、
令和 4年 3月25日付	原規規発第2203252号及び	令和 4年 6月22日付	原規規発第2206223号

で変更認可を受けた美浜発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

2. 変更の理由

- (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則が改正され、第77条（発電用原子炉施設の定期的な評価）が削除されたことから、関連する保安規定条文の変更を行う。

3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。
- (2) 次の各号に示す原子炉施設の定期的な評価に係る規定については、初めて原子炉等規制法第43条の3の29の規定による届出をするまでの間、なお、従前の例による。
 - (1) 第3条（品質マネジメントシステム計画）
 - (2) 第6条（原子力発電安全委員会）
 - (3) 第11条（原子炉施設の定期的な評価）
 - (4) 第131条（所員への保安教育）
 - (5) 第133条（記録）

以 上

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理由

変更後

変更前

(品質マネジメントシステム計画)
 第 3 条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。
 (中略)
 4. 2 品質マネジメントシステムの文書化
 4. 2. 1 一般
 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系図を図 3-2 に示す。
 (中略)
 d) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、原子力部門が必要と決定した表 3-2 に示す社内標準

(品質マネジメントシステム計画)
 第 3 条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。
 (中略)
 4. 2 品質マネジメントシステムの文書化
 4. 2. 1 一般
 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系図を図 3-2 に示す。
 (中略)
 d) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、原子力部門が必要と決定した表 3-2 に示す社内標準

表 3-2 (続き)

品質マネジメントシステム計画 関連事項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連事項
		1次文書	2次文書		
6. 1 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	運転管理	原子力発電所の安全に係る品質保証規程	運転管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第9条の2、第10条の2、第12条の2から第93条、第120条、第120条の4、第120条の5、第134条
	燃料管理		原子燃料管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第94条から第99条、第134条
	放射性廃棄物管理	放射性廃棄物管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第100条から第104条、第134条	
	放射線管理	放射線管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第105条から第119条、第122条の2、第129条の2、第134条	
	施設管理	施設管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第120条の2、第95条、第98条、第120条から第120条の5	
	非常時の措置	非常時の措置通達	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	第18条の5、第18条の6、第121条、第122条、第123条から第129条、第130条	
	その他	原子力発電所の安全に係る品質保証規程	安全管理通達	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	第9条、第10条、第12条の2、第120条の6
			原子燃料サイクル 炉通達	原子燃料サイクル 炉通達	第94条から第99条、第100条の5
			火災防護通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第18条
			原子力技術業務要綱	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	

表 3-2 (続き)

品質マネジメントシステム計画 関連事項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連事項
		1次文書	2次文書		
6. 1 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	運転管理	原子力発電所の安全に係る品質保証規程	運転管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第9条の2、第10条の2、第12条の2から第93条、第120条、第120条の4、第120条の5、第134条
	燃料管理		原子燃料管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第94条から第99条、第134条
	放射性廃棄物管理	放射性廃棄物管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第100条から第104条、第134条	
	放射線管理	放射線管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第105条から第119条、第122条の2、第129条の2、第134条	
	施設管理	施設管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第120条の2、第95条、第98条、第120条から第120条の5	
	非常時の措置	非常時の措置通達	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	第18条の5、第18条の6、第121条、第122条、第123条から第129条、第130条	
	その他	原子力発電所の安全に係る品質保証規程	安全管理通達	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	第9条から第11条、第12条の2、第120条の6
			原子燃料サイクル 炉通達	原子燃料サイクル 炉通達	第94条から第99条、第100条の5
			火災防護通達	原子力事業本部 原子力発電部門	第18条
			原子力技術業務要綱	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更

(以下略)

(以下略)

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(以下略)</p> <p>第3章 保安管理体制および評価</p>	<p>(以下略)</p> <p>第3章 保安管理体制</p>	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>第 2 節 原子力発電安全委員会および原子力発電安全運営委員会</p> <p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第 6 条 本店に原子力発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) <u>原子炉施設の定期的な評価の結果（第 1 1 条関連）</u></p> <p>(4) 本店所管の社内標準の制定および改正</p> <p>(5) その他委員会で定めた事項</p> <p>3. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。</p> <p>4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の原子炉主任技術者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>第 2 節 原子力発電安全委員会および原子力発電安全運営委員会</p> <p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第 6 条 本店に原子力発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店所管の社内標準の制定および改正</p> <p>(4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。</p> <p>4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の原子炉主任技術者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
<p><u>第 4 節 原子炉施設の定期的な評価</u></p> <p><u>（原子炉施設の定期的な評価）</u></p> <p><u>第 1 1 条 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、10年を超えない期間毎に、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 保安活動の実施の状況の評価</u></p> <p><u>(2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</u></p> <p><u>2. 原子力部門は、第 1 項の評価の結果、原子炉施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合には、その結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価および改善ならびに品質マネジメントシステムの改善を継続して行う。</u></p>	<p><u>第 1 1 条 削 除</u></p> <p><u>第 4 節 削 除</u></p>	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更</p>

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

（所員への保安教育）

第 1 3 1 条 所長室長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表 1 3 1 - 1、表 1 3 1 - 2 および表 1 3 1 - 3 の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。（中略）

表 1 3 1 - 1

保安教育の内容			対象者と教育時間 ※3												
大分類	中分類 [実用発電所9名の 内容]	小分類 [項目]	内 容	実施時期	当班班長 （3号炉担当）	当班班長 （2号炉担当）	当班班長 （1号炉担当）	主任班長 （3号炉担当）	主任班長 （2号炉担当）	主任班長 （1号炉担当）	放射防護業務 設備の取扱いに関 する者	燃料貯蔵の業務に 関する者	特殊監視員	左記以外の技術系 所員	事務系所員
入所時に 実施する 教育 ※1	緊急命令および保安規定の遵守に関する事項	原子炉等規制法および法令等の遵守事項	原子炉等規制法に関する法令の概要および法令等の遵守事項	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		原子炉施設の構造、設備、放射線、主要系統の概観	原子炉のしくみ 原子炉等規制法に関する事項 原子炉等規制法と保安規定に関する事項	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
放射線業務 教育 ※1	放射線業務に関する事項	放射線業務の概要、特性に関する事項	放射線業務の概要、特性に関する事項	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		放射線業務に関する事項	放射線業務に関する事項	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
その他 放射線教育	放射線業務に関する事項	放射線業務に関する事項	放射線業務に関する事項	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		放射線業務に関する事項	放射線業務に関する事項	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※1：各項目「表」が、所長により別途承認された基準にない、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している旨の記載については、該当する教育については省略することができる。
 ※2：法令等の遵守事項は、緊急命令および保安規定の遵守に関する事項である。
 ※3：対象業務に必要とされている教育項目は、対象者としての特長から得られる。
 ※4：緊急命令等および大規模事後発生時における原子炉施設の安全のための活動に関する事項、火災、内閣緊急、火山影響等、その他自然災害および有害物質発生時の対応に関する事項を含む。その実施時間は、1日/年以上とする。

（所員への保安教育）

第 1 3 1 条 所長室長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表 1 3 1 - 1、表 1 3 1 - 2 および表 1 3 1 - 3 の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。（中略）

表 1 3 1 - 1

保安教育の内容			対象者と教育時間 ※3												
大分類	中分類 [実用発電所9名の 内容]	小分類 [項目]	内 容	実施時期	当班班長 （3号炉担当）	当班班長 （2号炉担当）	当班班長 （1号炉担当）	主任班長 （3号炉担当）	主任班長 （2号炉担当）	主任班長 （1号炉担当）	放射防護業務 設備の取扱いに関 する者	燃料貯蔵の業務に 関する者	特殊監視員	左記以外の技術系 所員	事務系所員
入所時に 実施する 教育 ※1	緊急命令および保安規定の遵守に関する事項	原子炉等規制法および法令等の遵守事項	原子炉等規制法に関する法令の概要および法令等の遵守事項	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		原子炉施設の構造、設備、放射線、主要系統の概観	原子炉のしくみ 原子炉等規制法に関する事項 原子炉等規制法と保安規定に関する事項	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
放射線業務 教育 ※1	放射線業務に関する事項	放射線業務の概要、特性に関する事項	放射線業務の概要、特性に関する事項	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		放射線業務に関する事項	放射線業務に関する事項	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
その他 放射線教育	放射線業務に関する事項	放射線業務に関する事項	放射線業務に関する事項	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		放射線業務に関する事項	放射線業務に関する事項	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※1：各項目「表」が、所長により別途承認された基準にない、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有している旨の記載については、該当する教育については省略することができる。
 ※2：法令等の遵守事項は、緊急命令および保安規定の遵守に関する事項である。
 ※3：対象業務に必要とされている教育項目は、対象者としての特長から得られる。
 ※4：緊急命令等および大規模事後発生時における原子炉施設の安全のための活動に関する事項、火災、内閣緊急、火山影響等、その他自然災害および有害物質発生時の対応に関する事項を含む。その実施時間は、1日/年以上とする。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

(中略)

表 131-1-3

保安教育実施方針（運転員等）

中分類	小分類 (項目)	細目	具体的教育内容	対象者 ※1						実施時期および教育時間	
				当直課長 当直長 当直主任 (3号炉担当)	当直班長 当直班員 当直班員 (3号炉担当)	主操運転員 (3号炉担当) その他運転員 (1, 2号炉担当)	補機運転員 (3号炉担当)	放射性廃棄物処理 設備の業務に携わ る者	燃料取扱の業務 に携わる者		特種施設要員
関係法令および保安規定の遵守に関する事項	原子炉施設保安規定および法令等の遵守※2	総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規則の概要および法令等の遵守※2	保安に関する各組織および各職務の具体的な役割と確認すべき総則	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		原子炉物理・臨界管理	原子炉物理・臨界管理に関する事項 運転上の過渡期についての概要 運転上の異常事項の概要 運転上の制限の概要 燃料の管理の概要 送排熱の範囲と確認項目	◎※3	◎	◎※3	◎	◎	◎	◎	
原子炉施設の運転に関する事項	運転管理	遊視点検・定期的検査 I	定期的実施するサーベイランスの内容と頻度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		異常時対応※6 (現場機検対応)	原子炉の起動停止の概要 事故後の運転操作の概要 (現場操作) 異常発生時の対応操作 (現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<運転員> 3年間で30時間以上※4 ※5 (下記※5と同枠内) <放射性廃棄物処理設備の業務に携わる者> 3年間で2.4時間以上※4 ※5 (下記※5と同枠内)
		異常時対応※6 (特種施設対応)	異常時操作の対応 (現場操作) 事故後の運転操作の概要 異常発生時の対応操作	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<燃料取扱業務に携わる者> 3年間で3時間以上※4 ※5 (下記※5と同枠内)
		運転管理 II	運転上の過渡期と把握 運転上の異常事項の基準値と管理方法 運転上の制限の具体的な値と制限を超えた場合の措置 異常時の措置を実施する際の運転操作基準	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<特種施設要員> 3年間で3時間以上※4
		遊視点検・定期的検査 II	遊視点検時の確認項目の把握 定期的実施するサーベイランスの操作と基準値 原子炉の起動停止に関する操作と監視項目	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		異常時対応※6 (中央制御室内対応)	各設備の運転操作と監視項目 異常発生時の対応操作 (中央制御室) 異常時操作の対応 (中央制御室)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		運転管理 III	運転上の過渡期に関する異常事項の把握と制限を超える場合の措置 制限および制限を超えた場合の措置の把握と運用 異常時の措置を実施する際の運転操作基準の把握	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		異常時対応※6 (指揮・状況判断)	異常時操作の対応 (判断・指揮命令) 運転操作の連携訓練	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		シミュレータ訓練 I	運転操作の連携訓練	◎※3	◎	◎※3	◎	◎	◎	◎	3年間で15時間以上
		シミュレータ訓練 II	起動停止・異常時・異常発生時対応訓練	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	3年間で9時間以上
施設管理	施設管理計画に関する事項	定期事業者検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<運転員> 3年間で30時間以上※4 ※5 (上記※5と同枠内) <放射性廃棄物処理設備の業務に携わる者> 3年間で2.4時間以上※4 ※5 (下記※5と同枠内)	
	施設管理計画に関する事項	定期事業者検査時の検査項目の把握	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<燃料取扱業務に携わる者> 3年間で3時間以上※4 ※5 (下記※5と同枠内)	
核燃料物質および放射性廃棄物の取扱いに関する事項	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事項	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事項	◎※3	◎	◎※3	◎	◎	◎	◎	
		燃料管理	燃料の品質管理に関する事項 燃料の検査・取替・送搬および貯蔵に関する事項	◎※3	◎	◎※3	◎	◎	◎	◎	

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となつた場合から選択される。
 ※2：法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に関する事項をいふ。
 ※3：3号炉担当のみ。
 ※4：記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
 ・本教育は、同一科目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある（ある教育で、複数の科目をカバーする場合もある）。この記載で〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている（上表の表の縦目の時間を単純に合計した時間ではない）。
 ・各科目の内容が重複していることから縦目毎の時間の区別は行わない。
 ※5：重大事故等および大規模稼働発生時に対する原子炉施設等のための活動に関する事項、火災、内部漏水、火山影響等、その他自然災害および有線ガス発生時の措置に関する事項を含む。

◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
 ◎：教育の対象者

変更後

(中略)

表 131-1-3

保安教育実施方針（運転員等）

中分類	小分類 (項目)	細目	具体的教育内容	対象者 ※1						実施時期および教育時間	
				当直課長 当直長 当直主任 (3号炉担当)	当直班長 当直班員 当直班員 (3号炉担当)	主操運転員 (3号炉担当) その他運転員 (1, 2号炉担当)	補機運転員 (3号炉担当)	放射性廃棄物処理 設備の業務に携わ る者	燃料取扱の業務 に携わる者		特種施設要員
関係法令および保安規定の遵守に関する事項	原子炉施設保安規定および法令等の遵守※2	総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規則の概要および法令等の遵守※2	保安に関する各組織および各職務の具体的な役割と確認すべき総則	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		原子炉物理・臨界管理	原子炉物理・臨界管理に関する事項 運転上の過渡期についての概要 運転上の異常事項の概要 運転上の制限の概要 燃料の管理の概要 送排熱の範囲と確認項目	◎※3	◎	◎※3	◎	◎	◎	◎	
原子炉施設の運転に関する事項	運転管理	遊視点検・定期的検査 I	定期的実施するサーベイランスの内容と頻度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		異常時対応※6 (現場機検対応)	原子炉の起動停止の概要 事故後の運転操作の概要 (現場操作) 異常発生時の対応操作 (現場操作)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<運転員> 3年間で30時間以上※4 ※5 (下記※5と同枠内) <放射性廃棄物処理設備の業務に携わる者> 3年間で2.4時間以上※4 ※5 (下記※5と同枠内)
		異常時対応※6 (特種施設対応)	異常時操作の対応 (現場操作) 事故後の運転操作の概要 異常発生時の対応操作	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<燃料取扱業務に携わる者> 3年間で3時間以上※4 ※5 (下記※5と同枠内)
		運転管理 II	運転上の過渡期と把握 運転上の異常事項の基準値と管理方法 運転上の制限の具体的な値と制限を超えた場合の措置 異常時の措置を実施する際の運転操作基準	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<特種施設要員> 3年間で3時間以上※4
		遊視点検・定期的検査 II	遊視点検時の確認項目の把握 定期的実施するサーベイランスの操作と基準値 原子炉の起動停止に関する操作と監視項目	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		異常時対応※6 (中央制御室内対応)	各設備の運転操作と監視項目 異常発生時の対応操作 (中央制御室) 異常時操作の対応 (中央制御室)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		運転管理 III	運転上の過渡期に関する異常事項の把握と制限を超える場合の措置 制限および制限を超えた場合の措置の把握と運用 異常時の措置を実施する際の運転操作基準の把握	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		異常時対応※6 (指揮・状況判断)	異常時操作の対応 (判断・指揮命令) 運転操作の連携訓練	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		シミュレータ訓練 I	運転操作の連携訓練	◎※3	◎	◎※3	◎	◎	◎	◎	3年間で15時間以上
		シミュレータ訓練 II	起動停止・異常時・異常発生時対応訓練	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	3年間で9時間以上
施設管理	施設管理計画に関する事項	定期事業者検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<運転員> 3年間で30時間以上※4 ※5 (上記※5と同枠内) <放射性廃棄物処理設備の業務に携わる者> 3年間で2.4時間以上※4 ※5 (下記※5と同枠内)	
	施設管理計画に関する事項	定期事業者検査時の検査項目の把握	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<燃料取扱業務に携わる者> 3年間で3時間以上※4 ※5 (下記※5と同枠内)	
核燃料物質および放射性廃棄物の取扱いに関する事項	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事項	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事項	◎※3	◎	◎※3	◎	◎	◎	◎	
		燃料管理	燃料の品質管理に関する事項 燃料の検査・取替・送搬および貯蔵に関する事項	◎※3	◎	◎※3	◎	◎	◎	◎	

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となつた場合から選択される。
 ※2：法令等の遵守とは、関係法令および保安規定の遵守に関する事項をいふ。
 ※3：3号炉担当のみ。
 ※4：記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
 ・本教育は、同一科目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある（ある教育で、複数の科目をカバーする場合もある）。この記載で〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている（上表の表の縦目の時間を単純に合計した時間ではない）。
 ・各科目の内容が重複していることから縦目毎の時間の区別は行わない。
 ※5：重大事故等および大規模稼働発生時に対する原子炉施設等のための活動に関する事項、火災、内部漏水、火山影響等、その他自然災害および有線ガス発生時の措置に関する事項を含む。

◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
 ◎：教育の対象者

理由

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由																																																																																										
<p>(記録)</p> <p>第 1 3 3 条 各課(室)長は、表 1 3 3 - 1 および表 1 3 3 - 2 に定める保安に関する記録を適正※1に作成(表 1 3 3 - 1 第 1 項を除く。)し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>表 1 3 3 - 1 (続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録(実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合※2</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路</td> <td>運搬の都度</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>36. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法</td> <td>その廃棄の都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>37. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法</td> <td>封入または固型化の都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>38. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名</td> <td>広がりの防止および除去の都度</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>39. 事故の発生および復旧の日時</td> <td>その都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>40. 事故の状況および事故に際して採った処置</td> <td>同上</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>41. 事故の原因</td> <td>同上</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>42. 事故後の処置</td> <td>同上</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>43. 風向および風速</td> <td>連続して</td> <td>1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>44. 降雨量</td> <td>同上</td> <td>1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>45. 大気温度</td> <td>同上</td> <td>1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>46. 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>3 年間</td> </tr> <tr> <td>47. 保安教育の実施日時、項目および受け手の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>3 年間</td> </tr> <tr> <td>48. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果※8</td> <td>評価の都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>49. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果※8</td> <td>評価の都度</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)	記録すべき場合※2	保存期間	35. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1 年間	36. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	その廃棄の都度	※7	37. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※7	38. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	1 年間	39. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※7	40. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※7	41. 事故の原因	同上	※7	42. 事故後の処置	同上	※7	43. 風向および風速	連続して	1 0 年間	44. 降雨量	同上	1 0 年間	45. 大気温度	同上	1 0 年間	46. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	47. 保安教育の実施日時、項目および受け手の氏名	実施の都度	3 年間	48. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果※8	評価の都度	※7	49. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果※8	評価の都度	※7	<p>(記録)</p> <p>第 1 3 3 条 各課(室)長は、表 1 3 3 - 1 および表 1 3 3 - 2 に定める保安に関する記録を適正※1に作成(表 1 3 3 - 1 第 1 項を除く。)し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>表 1 3 3 - 1 (続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録(実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合※2</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路</td> <td>運搬の都度</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>36. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法</td> <td>その廃棄の都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>37. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法</td> <td>封入または固型化の都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>38. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名</td> <td>広がりの防止および除去の都度</td> <td>1 年間</td> </tr> <tr> <td>39. 事故の発生および復旧の日時</td> <td>その都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>40. 事故の状況および事故に際して採った処置</td> <td>同上</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>41. 事故の原因</td> <td>同上</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>42. 事故後の処置</td> <td>同上</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>43. 風向および風速</td> <td>連続して</td> <td>1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>44. 降雨量</td> <td>同上</td> <td>1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>45. 大気温度</td> <td>同上</td> <td>1 0 年間</td> </tr> <tr> <td>46. 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>3 年間</td> </tr> <tr> <td>47. 保安教育の実施日時、項目および受け手の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>3 年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)	記録すべき場合※2	保存期間	35. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1 年間	36. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	その廃棄の都度	※7	37. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※7	38. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	1 年間	39. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※7	40. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※7	41. 事故の原因	同上	※7	42. 事故後の処置	同上	※7	43. 風向および風速	連続して	1 0 年間	44. 降雨量	同上	1 0 年間	45. 大気温度	同上	1 0 年間	46. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	47. 保安教育の実施日時、項目および受け手の氏名	実施の都度	3 年間	<p>運用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更</p>
記録(実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)	記録すべき場合※2	保存期間																																																																																										
35. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1 年間																																																																																										
36. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	その廃棄の都度	※7																																																																																										
37. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※7																																																																																										
38. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	1 年間																																																																																										
39. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※7																																																																																										
40. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※7																																																																																										
41. 事故の原因	同上	※7																																																																																										
42. 事故後の処置	同上	※7																																																																																										
43. 風向および風速	連続して	1 0 年間																																																																																										
44. 降雨量	同上	1 0 年間																																																																																										
45. 大気温度	同上	1 0 年間																																																																																										
46. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間																																																																																										
47. 保安教育の実施日時、項目および受け手の氏名	実施の都度	3 年間																																																																																										
48. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果※8	評価の都度	※7																																																																																										
49. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果※8	評価の都度	※7																																																																																										
記録(実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)	記録すべき場合※2	保存期間																																																																																										
35. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1 年間																																																																																										
36. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	その廃棄の都度	※7																																																																																										
37. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※7																																																																																										
38. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	1 年間																																																																																										
39. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※7																																																																																										
40. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※7																																																																																										
41. 事故の原因	同上	※7																																																																																										
42. 事故後の処置	同上	※7																																																																																										
43. 風向および風速	連続して	1 0 年間																																																																																										
44. 降雨量	同上	1 0 年間																																																																																										
45. 大気温度	同上	1 0 年間																																																																																										
46. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間																																																																																										
47. 保安教育の実施日時、項目および受け手の氏名	実施の都度	3 年間																																																																																										
<p>※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p> <p>※8：本記録は、原子力発電部門統括が所属員に記録を適正に作成させる。なお、所属員は記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p> <p>(以下略)</p>	<p>運用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更</p>																																																																																										

美浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
	<p>附 則（ 年 月 日 平成26原安防通達第2号一 ） <u>（施行期日）</u></p> <p>第 1 条 この通達は、 年 月 日から施行する。</p> <p>2. 次の各号に示す原子炉施設の定期的な評価に係る規定については、初めて原子炉等規制法第4.3条の3の2.9の規定による届出をするまでの間、なお、従前の例による。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）第3条（品質マネジメントシステム計画） （2）第6条（原子力発電安全委員会） （3）第11条（原子炉施設の定期的な評価） （4）第131条（所員への保安教育） （5）第133条（記録） 	<p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。</p>

添付資料

1. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則が改正され、第77条（発電用原子炉施設の定期的な評価）が削除されたことから、関連する保安規定条文の変更を行う。

(変更)

- ・第3条（品質マネジメントシステム計画）
- ・第6条（原子力発電安全委員会）
- ・第11条（原子炉施設の定期的な評価）
- ・第131条（所員への保安教育）
- ・第133条（記録）

以 上